

埼玉県社会保険労務士会越谷支部 事務所規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県社会保険労務士会越谷支部（以下「支部」という。）の事務所について定めたものである。

(設置)

第2条 支部の事務所は、原則として支部長の事務所に置くこととする。

(管理費)

第3条 支部長は支部の事務所の維持・管理を目的として管理費の支出が必要と認めた場合、その用途目的を明確にした上で、理事会に諮ることが出来る。

(改定)

第4条 この規程の改定は、理事会の承認を得て行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

変更履歴

改正年月日	変更の条項	変更内容	変更履歴
令和3年4月1日	(目的)第1条	事務局管理費を事務局に変更	条文改正
同上	(管理費)第3条	管理費支給額の削除、理事会への諮問により拠出出来ることに変更	条文改正
同上	規程名称の変更	事務局管理費規程を事務所規程に変更	名称変更